

政令第五十七号

放送法施行令の一部を改正する政令

内閣は、放送法（昭和二十五年法律第三百三十二号）第七十五条の規定に基づき、この政令を制定する。  
放送法施行令（昭和二十五年政令第六十三号）の一部を次のように改正する。

第八条第一項第三号ニ中「又は移動受信用地上基幹放送」を「移動受信用地上基幹放送又はコミュニティ放送」に改める。

附 則

この政令は、電波法及び放送法の一部を改正する法律（令和四年法律第六十三号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和五年四月二十日）から施行する。

理由

電波法及び放送法の一部を改正する法律の一部の施行に伴い、所要の規定の整備をする必要があるからである。